



「国立がん研究センター認定がん専門相談員」 2026年度募集要項（申請区分：新規・更新）

第2版

募集期間：2025年11月3日～12月8日（必着）

<発行記録>

発行	版	内容
2025年2月	第1版	募集要項発行（申請：2025年11月 / 認定開始：2026年4月予定分）
2025年4月	第2版	募集要項一部補足説明 P10「6-3. 認定要件における「研修・学会等の参加実績(4単位) 6-3.2 単位数」 に補足説明を追記、P13「8. 認定申請手続き（概要）」に委託業者を追記

目次

1. 本事業の主旨・めざすところ	1
2. 本認定事業の背景・目的	2
3. 申請資格 *	3
4. 認定要件 *	4
5. 認定申請書類一覧 *	6
6. 認定申請に必要な教育研修（詳細）*	7
6-1. 申請資格における指定研修（Eラーニング）	7
6-2. 申請資格における指定研修（演習）	8
6-3. 認定要件における「研修・学会等の参加実績(4単位)」	9
6-4. 認定要件における「相談対応モニタリング実績(2単位)」	11
7. 認定申請受付期間 *	13
8. 認定申請手続き（概要）	13
9. 認定申請料および認定登録料	14
10. 認定のスケジュールと更新の流れ	15
11. 認定有効期限	16
12. 認定期間中に受けられるサポート	16
13. 認定証及び認定バッジの交付	16
14. 認定保有者の所属施設および氏名の公開	16
15. 認定の停止・取消	16
がん相談対応評価表	17

*・・・ページ内、変更点を赤字で記載しています

I. 本事業の主旨・めざすところ

「がん対策基本法（平成18年法律第98号）」で「がん医療に関する情報提供」「患者・家族に対する相談支援」の必要性が示されて以降、その体制整備が進められているところである。しかし、日進月歩で変化するがん医療の現場では、今まさに科学的根拠を蓄積している段階という領域も少なくなく、がん専門相談員には、「信頼性の高い」「安全な」情報を見極める力、また、その情報を用いて患者・家族がより良い意思決定や行動をとれるよう支援する力が求められている。

国立がん研究センターでは、本認定事業の実施（「認定がん専門相談員」の認定）を通して、確実にこれらの力の向上につながる学習や自己研鑽を行っている相談員を認定し、その質を保証する。相談者の気持ちに寄り添いつつ、科学的根拠に基づく情報の適切な活用を行う「情報支援（※）」が、すべての「認定がん専門相談員」によって行われることを目指す。

※情報支援とは

がん専門相談員の専門性である「情報支援」とは、
傾聴や共感を含む心理的サポートを基盤に、相談者を全人的に理解、アセスメントし、
信頼できる確かながん情報を、相談者のヘルスリテラシー（健康情報を入手し、理解し、評価し、活用するための知識、意欲、能力）に合わせて提供すること、
その上で、対話を重ね、相談者主体の意思決定ができるよう支援することである。

「情報支援」を行うにあたっては、
コミュニケーションスキル、対象者理解、他職種・他機関との連携を基本として、
「1.信頼できる医療情報を見極める力」、「2.情報を理解、収集、整備する力」、
「3.相談者のニーズ・ヘルスリテラシーをアセスメントし、必要な情報を分かりやすく伝える力」、
「4.相談者自ら意思決定するプロセス全体を支援する力」が求められる。
がん専門相談員が「情報支援」を行うには、相談員が自身のヘルスリテラシーを向上させることに加え、がん相談支援センターが組織として、ガイドライン等の信頼できる情報の収集、整備、他機関との円滑な関係構築ができるような体制整備、環境づくりをすることも重要である。

2. 本認定事業の背景・目的

国民や患者のがん情報に対する不足感を解消するための施策の一つとして「がん相談支援センター」が誕生してから約15年が経過した。この15年の間に、がん医療、またがん患者や家族を取り巻く情報環境は大きく変化している。「第4期がん対策推進基本計画」の中でも触れられているとおり、がんに関する情報の中には、科学的根拠に基づいているとはいえない情報が含まれていることがあり、国民が正しい情報を得ることが困難な場合もある。

全ての相談対応においては、傾聴、共感を含む心理的なサポートを基盤に、からだ・こころ・くらしの観点から対象者を全人的に理解、アセスメントし、相談者に必要で確かな情報提供を行うことが基本となるが、昨今のがん医療や情報環境では特に、確かな情報による支援を行うことの重要性が増している。そこで、国立がん研究センターでは、当センターが定める基準にそって、相談対応に必要とされる知識や情報を更新するための継続的な学習など自己研鑽に励んでいる相談員を「認定がん専門相談員」として認定する。

以下は「認定がん専門相談員」に求められている取り組みの一例である。

- がん専門相談員に必要とされる知識、技術の習得に寄与する研修・学会等の参加により、知識や情報の更新に努めること。
- 相談対応を録音した音声データを用いて、自身の相談対応の評価・改善策の検討を行うこと。また、評価結果を踏まえて、取り組むべき課題・目標を具体的に設定し、相談対応の改善に向けて継続的に取り組むこと。

がん情報はさらに複雑化・専門化していくことが考えられ、相談者主体の意思決定を支援するためには、相談員自身が情報支援の必要性に対する理解を深めるとともに、がん情報を常にアップデートしていくことが欠かせない。

そのため認定後も、最新のがん対策の動向やがん治療に関する知識・情報を学ぶEラーニング、またスキルアップ研修（情報支援研修）、がん情報サービスサポートセンター研修等の提供を通じて、継続的な学習機会の創出を支援する。

3. 申請資格 *

以下の条件すべてを満たす者を、認定申請資格を持つ者とする。

3-1.

所属長による推薦が受けられること。また、がん相談支援業務に従事していることを所属長が証明していること。

※更新申請時特例として、以下の場合、業務従事状況に関する申請資格を満たすものとする。

「認定がん専門相談員」の認定を取得した後、がん相談支援業務の現任者ではなくなつたが、がん患者を支援する機会を持ち続けている場合

3-2.

申請者自身、また所属施設が、患者・家族に対し、がん対策の方針に反する治療や活動を推奨するような行為を行っていないこと。

「がん対策の方針に反する治療や活動を推奨するような行為」とは、科学的根拠が明らかではない医療（治験を含めた臨床試験、先進医療の枠組みで実施されるものは除く）の推奨等を指す。

3-3.

原則として、相談援助を主たる業務とする医療・福祉に関する資格（看護師、社会福祉士、公認心理師等の国家資格、臨床心理士等の認定資格）を有していること。

相談援助を主たる業務とする医療・福祉に関する資格を有していない場合は、相談対応場面において有資格者による助言・指導が得られる（必要に応じて、相談対応を引き継ぐ・交代ができるよう、有資格者が相談部門内に常駐している）体制にあること。

3-4.

申請年度に開講された基礎研修(1)(2)知識確認コース修了していること。

（やむを得ない事情がある場合、直近3年以内に開講された「基礎研修(1)(2)知識確認コース」修了と教育研修管理システム上の理由登録でも可）

3-5.

○新規申請の場合：

NCC主催基礎研修(3)またはがん相談教育ネットワーク事業(CCTNP)相談員基礎演習修了していること。

○更新申請の場合：

NCC主催情報支援研修2日間プログラム修了していること。

4. 認定要件 *

申請資格を持つ者が、以下の条件すべてを満たすと判断された場合に「認定がん専門相談員」として認定する。

4-1.

国際がん情報サービスグループ（ICISG）が示す“Core Values”および、“がん相談の10の原則”（※1）に準じた活動を基本姿勢とし、がん患者や家族等が持つ医療や療養等の課題に関して、所属施設の協力のもと、心理的サポートと信頼関係の構築を基盤とする全人的な相談支援を行っていること。

※1) “Core Values”的和訳は、がん専門相談員のための学習の手引き（第4版）のp40～41、

“がん相談の10の原則”はp55～59を参照

4-2.

相談者に対し、科学的根拠とがん専門相談員の実践に基づく信頼できる情報提供を行うことにより、その人らしい生活や治療選択ができるよう支援を行っていること。

「科学的根拠とがん専門相談員の実践に基づく信頼できる情報」とは、がん専門相談員が情報収集・調査等を行い、提供することが適切と評価・確認された情報のことを指す。がん情報サービスの「一般の方向け情報の編集方針」（※2）に記載の内容も合わせて参考すること。

※2) がん情報サービスの「一般の方向け情報の編集方針」は、以下URLを参照

<https://ganjoho.jp/aboutus/plan/index.html>

4-3.

がん相談支援センターが窓口となることが求められている以下の内容について、対応できるよう知識の習得や、センターの整備に取り組んでいること。

① がんの予防やがん検診に関する情報の提供

② がんの治療に関する一般的な情報の提供

ア がんの病態や標準的治療法

イ 自施設で対応可能ながん種や治療法等の診療機能及び、連携する医療機関

ウ アスベストによる肺がん及び中皮腫

エ H T L V - I 関連疾患であるA T L

オ セカンドオピニオンの提示が可能な医師や医療機関の紹介

カ 高齢者のがん治療

キ 患者の治療や意思決定

③ がんとの共生に関する情報の提供・相談支援

ア がん患者の療養生活

イ 就労（産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携）

ウ 経済的支援

エ 小児がんの長期フォローアップ[°]

オ アピアランスケアに関する相談

④ その他

ア 地域の医療機関におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報収集・提供

- イ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援
- ウ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組
- エ その他相談支援に関すること

以下に示す項目については自施設での提供が難しい場合には、適切な医療機関に紹介すること。

- ① がんゲノム医療に関する相談
- ② 希少がんに関する相談
- ③ A Y A世代にあるがん患者に対する治療療養や就学、就労支援に関する相談
- ④ がん治療に伴う生殖機能への影響や、生殖機能の温存に関する相談
- ⑤ 障害のある患者への支援に関する相談

(令和4年9月22日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡

「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針に関するQ & Aについて」P2-3より引用)

4-4.

「がん診療連携拠点病院等の整備について(令和4年8月1日付け健発0801 第16号厚生労働省健康局長通知)」に示されている連携協力体制構築への取り組みに、主体的に関わっていること。

以下、連携協力体制への取り組みの内容を例示する。なお、新たな整備指針が発出された場合には、新指針に示されている取り組みに対応できることにする。

- ア 都道府県がん診療連携協議会やその下部組織（相談支援部会等）への主体的参画
- イ 患者同士が交流できる場づくり、患者団体との連携体制構築
- ウ がん相談支援センターの周知
- エ 利用者からフィードバックを得る体制の整備、フィードバック内容の県内共有
- オ がん教育

4-5.

認定申請に必要な教育研修を履修していること。詳細は「[6. 認定申請に必要な教育研修（詳細）](#)」を参照。

1) 研修・学会等への参加実績（4単位）

2時間以上の研修または保健医療福祉の学術集会等への参加実績があること。

参加証明書のみ提出をする（レポートの提出は不要）。

なお、4単位中、1単位は都道府県主催のがん専門相談員を対象とした研修（旧III群）であること
が望ましい。また、1単位は保健医療福祉の学術集会への参加が望ましい。

2) 相談対応モニタリング実績（2単位）

2単位中、1単位は「がん情報サービス」または「診療ガイドライン」「患者向けガイドライン」等を使用し医学情報を提供した事例で行うことが望ましい。

また、部門内モニタリング等、他者と共に相談対応のモニタリングを行うことが望ましい。

モニタリングの事例は、実際の相談事例ではなく模擬相談・ロールプレイでも可。

4-6.

相談員として、必要とされる知識や情報を更新し、自己研鑽を図る意欲があること。

5. 認定申請書類一覧 *

No.	書類の名称	単位数	備考								
5-1.	様式Ⅰ 現任証明 および推薦書		<p>所属長（推薦者）印を押印済みの書類を提出。</p> <p> : 所定の申請様式あり</p>								
5-2.	指定研修（Eラーニング） の証明書類		<p>2025年度基礎研修(1)(2)知識確認コースの受講証書</p> <p>※やむを得ない事情がある場合、 2024年度または2023年度基礎研修(1)(2)知識確認コースの受講証書</p>								
5-3.	指定研修 (演習) の証明書類		<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #c6e2ff; color: black;">A) 新規申請</td> <td style="background-color: #ffd1dc; color: black;">B) 更新申請</td> </tr> <tr> <td>NCC主催基礎研修(3)または がん相談教育ネットワーク事業 (CCTNP)相談員基礎演習の修了証書</td> <td>NCC主催情報支援研修2日間プログラムの修了証書</td> </tr> <tr> <td>※いずれの年度に開催された研修でも可。</td> <td>※2017年度以降に開催されたNCC主催情報支援研修(2日間プログラム)であれば、いずれの年度の研修でも可。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">詳細は「6-2. 申請資格における指定研修（演習）」を参照。</td> </tr> </table>	A) 新規申請	B) 更新申請	NCC主催基礎研修(3)または がん相談教育ネットワーク事業 (CCTNP)相談員基礎演習 の修了証書	NCC主催情報支援研修2日間プログラム の修了証書	※いずれの年度に開催された研修でも可。	※2017年度以降に開催されたNCC主催情報支援研修(2日間プログラム)であれば、いずれの年度の研修でも可。	詳細は「 6-2. 申請資格における指定研修（演習） 」を参照。	
A) 新規申請	B) 更新申請										
NCC主催基礎研修(3)または がん相談教育ネットワーク事業 (CCTNP)相談員基礎演習 の修了証書	NCC主催情報支援研修2日間プログラム の修了証書										
※いずれの年度に開催された研修でも可。	※2017年度以降に開催されたNCC主催情報支援研修(2日間プログラム)であれば、いずれの年度の研修でも可。										
詳細は「 6-2. 申請資格における指定研修（演習） 」を参照。											
5-4.	研修・学会等 参加実績 の証明書類	4単位	<p>2023年1月～2025年12月末日（認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年）の間に開催された規定単位数（4単位）の研修・学会の参加証明書類。</p> <p>※研修や学会に講師や研究発表の筆頭者として参加した場合、依頼状、研修資料、自身が筆頭者となっている研究発表の抄録等を参加証明書類とすることができます。</p> <p>※研修・学会ごとに証明書類をコピー（用紙サイズ：A4）すること。</p>								
5-5.	相談対応 モニタリング の評価表	2単位	<p>2023年1月～2025年12月末日（認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年）の間に実施した規定単位数（2単位）のがん相談対応評価表。</p> <p>※相談対応の改善につながるような具体的な改善策を記入した評価表を提出すること。 ※逐語録の提出は不要</p>								

6. 認定申請に必要な教育研修（詳細） *

6-1. 申請資格における指定研修（E ラーニング）

6-1.1 申請資格を満たす研修

申請年度に開講された基礎研修(1)(2)知識確認コース

（やむを得ない事情がある場合、直近3年以内に開講された「基礎研修(1)(2)知識確認コース」と教育研修管理システム上の理由登録でも可）

認定申請に必要な証明書類

2025年度基礎研修(1)(2)知識確認コースの受講証書

やむを得ない事情がある場合、

2024年度または2023年度基礎研修(1)(2)知識確認コースの受講証書

6-1.2 申請資格とならない研修

「認定がん専門相談員」として、一定の質を担保する必要があることから、

教育研修管理システム上で提供するEラーニング研修のうち、テストへの合格が終了条件とされているコースのみを申請資格（3-4.）を満たす研修として位置づけている。

2012年度以前に開催された集合形式での「基礎研修（1）」「基礎研修（2）」、2015年度よりEラーニングで実施されている「基礎研修（1）（2）研修修了（テストなし）コース」は、テストへの合格が終了条件とされておらず、申請資格を満たす研修としては認められていない。

6-1.3 認定要件「研修・学会等への参加実績」上の扱い

基礎研修(1)(2)は、認定要件「研修・学会等への参加実績」として登録することはできない。

6-2. 申請資格における指定研修（演習）

6-2.1 [新規申請] 申請資格を満たす研修

研修名	開催年度	2025年度開催予定
NCC主催基礎研修(3)	いずれの年度でも可	第1回：7/23～7/24 第2回：7/25～7/26 第3回：8/26～8/27 第4回：8/28～8/29
がん相談教育ネットワーク事業（CCTNP）相談員基礎演習修了	いずれの年度でも可	2025/9/6～7

認定申請に必要な証明書類	
A) 新規申請	NCC主催基礎研修(3)の修了証書、または がん相談教育ネットワーク事業（CCTNP）相談員基礎演習 の修了証書 ※講師協力の場合、主催者から交付される依頼状

6-2.2 認定要件「研修・学会等への参加実績」上の扱い

上記研修の初回受講分については、認定要件「研修・学会等への参加実績」として登録することはできない。

直近3年（認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年）の間に、上記研修を複数回受講している場合、講師・ファシリテーター等の協力をしている場合には、その実績を「研修・学会等への参加実績」として登録することができる。

6-2.3 [更新申請] 申請資格を満たす研修

研修名	開催年度	2025年度開催予定
相談員指導者研修（後期日程）	2019年度以降いずれの年度でも可	2025/10/2～3
相談員指導者等スキルアップ研修 ～情報から始まるがん相談支援～	2017年度以降いずれの年度でも可	2025/10/6～7
相談員指導者等スキルアップ研修 ～情報支援・相談対応モニタリング研修～	2019～2022年度開催分のみ	なし
厚労科研高山班主催 情報から始まるがん相談支援研修	2021年度開催分のみ	なし

※上記表のNCC主催情報支援研修2日間プログラムであれば、いずれの年度の研修でも可。

しかし、更新に合わせ繰り返しの受講を推奨する。

※なお、2016年度に開講された「指導者等スキルアップ研修～情報から始まるがん相談支援～」および、各県等で開催された**情報支援研修半日プログラム**（2022年度より実施する講師派遣事業での地域開催も含む）は、研修日数が異なり、更新申請の申請資格を満たす研修として認められていない。

認定申請に必要な証明書類	
B) 更新申請	NCC主催情報支援研修2日間プログラムの修了証書 ※講師協力の場合、主催者から交付される依頼状

6-2.4 認定要件「研修・学会等への参加実績」上の扱い

NCC主催情報支援研修2日間プログラムについては、初回受講分でも認定要件「研修・学会等への参加実績」として登録することができる。

6-3. 認定要件における「研修・学会等の参加実績（4単位）」

6-3.1 「研修・学会等の参加実績」となる研修

以下の条件を満たす研修・学会等に参加した場合、「研修・学会等の参加実績」として申請することができる。

研修や学術集会の主催者・対象に関する条件は設けていない。開催形式は、集合形式・オンライン形式・ハイブリッド形式（講義・演習等）のほか、Eラーニングによる学習等も含めることができる。

「研修・学会等の参加実績」となる研修等の条件	
内容	がん専門相談員に必要とされる知識、技術の習得に寄与する研修や学術集会。
研修開催日	認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年の間に開催された研修や学術集会。
実質受講時間数	前後に付随する会議や交流会、休憩時間を除いた 実質的な研修受講時間数が2時間以上の研修や学術集会。 <u>2時間に満たないものは申請の対象外とする。</u>
参加証明	参加証明書類（「参加証」「受講証」「修了証」「依頼状」等）が発行される研修や学術集会。 参加証明のみ提出。レポートの提出は無し。

（参考）「研修・学会等の参加実績」となる研修等の例

A 都道府県の相談支援部会等が主催する相談員研修（旧III群）

例) がん対策研究所、都道府県がん診療連携拠点病院、都道府県およびそれに準じる機関（地域統括相談支援センター等）、都道府県がん診療連携協議会およびそれに準じる機関（相談支援に関する部会等）、小児がん拠点病院のいずれかが主催した研修など

B がん専門相談員の多くが所属する職能団体と関連団体による研修、学術集会

例) 社会福祉士、看護師・保健師、臨床心理士の職能団体・関連団体による研修、学術集会など
日本医療ソーシャルワーカー協会、日本看護協会、日本臨床心理士会、日本臨床心理士資格認定協会、各都道府県の医療ソーシャルワーカー協会・看護協会・臨床心理士会による研修、学術集会など

C がん・保健・医療・福祉に関連する領域の学会などによる研修、学術集会

例) がん相談研究会、日本医療社会事業学会、日本保健医療社会福祉学会、日本カウンセリング学会、日本がん看護学会、日本癌治療学会、日本緩和医療学会、日本在宅ケア学会、日本心理臨床学会などによる研修、学術集会など

D 都道府県がん診療連携協議会、がん診療連携拠点病院が主催する医療従事者向け研修

例) 緩和ケア研修会、がん看護研修会、がん薬物療法研修会など

E 公的機関、各種団体、医療機関などによる医療従事者向け研修

例) 都道府県、自治体、国の機関（国立保健医療科学院など）、各種団体・法人、医療機関などによる研修など

F その他A～Eに該当しない教育研修

例) 個人による海外医療機関などでの研修、論文投稿（筆頭者のみ）など

6-3.2 単位数

- 1) 認定申請に必要な単位数は、**4単位**とする。
- 2) **2時間以上の研修や学術集会において発行された証明書類1枚につき1単位**とする。

(研修日程が複数日にわたる場合でも、同一研修であれば1単位となる。ただし、NCC主催およびがん相談教育ネットワーク事業（CCTNP）等との共同開催による研修は、複数日にわたる場合の単位を以下に特別に認める。)

参加	研修名	日数	単位数
受講者	基礎研修（3）	2日	2
	CCTNP 基礎演習	2日	4
	指導者研修	4日	4
	スキルアップ研修（情報支援）	2日	2
チーフ および ファシリテーター	基礎研修（3）	2日	2
	指導者研修 前期日程 ※ 2023－2024年度	2日	2
	※ 2025年度以降	1日	1
	指導者研修 後期日程	2日	2
	スキルアップ研修（情報支援）	2日	2

- 3) 4単位中1単位は都道府県等主催のがん相談員研修（旧III群）、1単位は学術集会（旧IV群）参加が望ましい。

認定申請に必要な証明書類
2023年1月～2025年12月末日（認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年）の間に開催された規定単位数（ 4単位 ）分の研修等の証明書類。
注意事項
<p>○受講者として研修等に参加した場合 主催者から交付される参加証明書類（参加証・受講証・修了証等） 「本人氏名・主催者名・研修名・開催日程」が記載された証明書類を提出すること。 特に、<u>本人氏名が確認できないものは証明書類として認められない</u>ので注意すること。 なお、一枚の証明書類の中に上記全ての項目が含まれていない場合でも、 別途資料添付により情報の補完が可能と判断される場合には問題ないものとする。</p>
<p>○講師やファシリテーターとして研修等に参加した場合 主催者から交付される依頼状等</p>
<p>○研究発表の筆頭者として学会等に参加した場合 自身が筆頭者となっている研究発表の抄録等</p> <p>※研修プログラムの郵送は不要。またレポート審査（旧IV群レポート審査）は今年度募集より実施しない方針となったため、教育研修管理システム上のレポート登録は不要。</p>

6-4. 認定要件における「相談対応モニタリング実績（2単位）」*

6-4.1 「相談対応モニタリング実績」となる取組

- 1) 自己の相談対応を録音し「がん相談対応評価表（以下、「評価表」）」を用いてその相談対応を評価するとともに、改善策の検討を行った場合に「相談対応モニタリング実績」として申請できる。
- 2) 2単位中、1単位は「がん情報サービス」または「診療ガイドライン」「患者向けガイドライン」等を使用し医学情報を提供した事例で行うことが望ましい。
- 3) 患者・家族からの実際の相談を録音することが難しい場合、他のスタッフ（施設外でも可）の協力を得て実施した模擬相談・ロールプレイでもよいこととする。また逐語録の作成は任意とする。
- 4) 部門内モニタリング（録音音声・逐語録・評価表を使い、部門内の複数名で相談対応を評価する取組）等、他者と共に評価を行っていることが望ましい。
- 5) 部門内モニタリング等、他者と共に評価を行う場合でも、必ず一度は自分自身で、録音した音声を聞き、評価表を用いて自己評価を行うこと。
- 6) 相談対応モニタリング実施にあたっては、評価表の使い方を学ぶことができる自己学習・研修を受講してから取り組むことが望ましい。

(参考) 評価表の使い方を学ぶことができる学習・研修

自己学習：がん専門相談員のための学習の手引き第4版「がん相談の質の管理」(P296-309)

自己学習：基礎研修(1)(2)(Eラーニング)「相談対応の質の評価」講義

研修：がん相談教育ネットワーク事業(CCTNP)相談対応の質保証(QA)研修

研修：各都道府県相談支援部会等により開催されている「相談対応の質保証(QA)を学ぶ」研修

- 7) 「認定がん相談支援センター」として「コールモニタリング」を自身が対応した場合は、当該相談を「相談対応モニタリング実績」とすることができます。

6-4.2 単位数

- 1) 認定申請に必要な単位数は、**2単位**とする。
- 2) 自己の相談対応1事例の評価につき1単位とする。

6-4.3 「相談対応モニタリング実績」の審査

- 1) 「相談対応モニタリング実績」の証明書類としてがん相談対応評価表(巻末に添付)を提出する。

認定申請に必要な証明書類
2023年1月～2025年12月末日（認定申請を行う年の12月末日から遡って過去3年）
までに実施した規定単位数（ 2単位 ）分の相談対応モニタリングの記録（評価記入済みの評価表）
注意事項
○相談対応の改善につながるような 具体的な改善策 （改善すべき点がない場合は、良かった点・継続していくとよい点）を記入すること。
○自己の相談対応を評価し、改善活動に取り組むことを奨励する観点から、認定要件として「相談対応モニタリング実績」が設けられている。
提出された評価表ではその目的を達することが難しい（相談対応の改善につながるような具体的な改善策の記載が乏しい等）と審査において判断された場合には、 <u>改善策についての再検討・評価表の再提出を求める場合がある</u> 。

○部門内モニタリング等、他者による評価を受けている場合、提出する評価表は他者が作成した評価表でも構わないが、自身で気付いた改善点も追記したうえで提出すること。

○評価対象事例として、患者や家族から実際に受けた相談を利用する場合には、提出する評価表に、個人を識別できる情報が含まれていないことを十分に確認すること。

7. 認定申請受付期間 *

申請受付期間は以下のとおりとする。

- 受付開始：2025年11月3日（月）
- 受付締切：2025年12月8日（月） ※申請書類については当日消印有効

8. 認定申請手続き（概要）

以下の手順にそって申請手続きを行うこと。

手順1

- 8-1. 国立がん研究センター教育研修管理システム（<https://learning.ganjoho.jp/rpv/>）にて、「認定がん専門相談員認定申請用コース」に申し込み、認定申請料支払い手続きを行う。
- 8-2. 認定申請用コースに設けられている各単元（基本情報登録、申請資格申告、研修受講申告等）の設問に回答する。

手順2

- 8-3. 申請様式のEXCELファイル（様式1：現任証明および推薦書）に必要事項を入力し、印刷、所属長（推薦者）印を押印する。
- 8-4. 教育研修管理システム上で申告した研修や相談対応評価の実績が証明できる書類を準備する。
- 8-5. 全ての書類（P6 5.認定申請書類一覧参照）を同封し、下記宛先へ郵送する。

〒181-0013

東京都三鷹市下連雀 3-35-1 ネオ・シティ三鷹
オスカーニュートン株式会社 内
認定がん専門相談員 事務局

注意事項

- 送付資料は、A4版、片面印刷とすること。
- 複数枚の資料をまとめる必要がある場合にはクリップを使用すること。（ホチキスは使用しない）
- 審査対象外の書類は添付しないこと。
- 書類到着確認が必要な場合は、配達記録や書留を利用すること。
- 提出された書類は理由の如何を問わず返却しないため、証明書類（参加証、受講証、修了証、依頼状等）の原本を送付しないよう注意すること。

参考

- 詳細な申請手順については2025年9月末までを目途に国立がん研究センター公式ホームページ上に掲載する。

9. 認定申請料および認定登録料

認定申請を行う者は、教育研修管理システム上の認定申請書類提出コースに申し込みを行う段階で、認定申請料の払込手続きを行うこと。

認定審査の結果、認定を受けた者は、別途案内される認定登録料の払込手続きを行うこと。

この認定登録料の払込が確認されたことをもって、正式な認定とし、2026年度から2028年度まで計3年分の「基礎研修（1）（2）知識確認コース」の申込手続きと受講料支払い手続きが不要となる。

なお、上記費用は認定登録料として受領する。個別の要望（例：1年後に退職するので認定登録料の支払いを無にしてほしい等）には対応していない。

9-1. 金額（税抜き）

- 1) 認定申請料：税込 5,500 円（5,000 円 + 税率 10%）

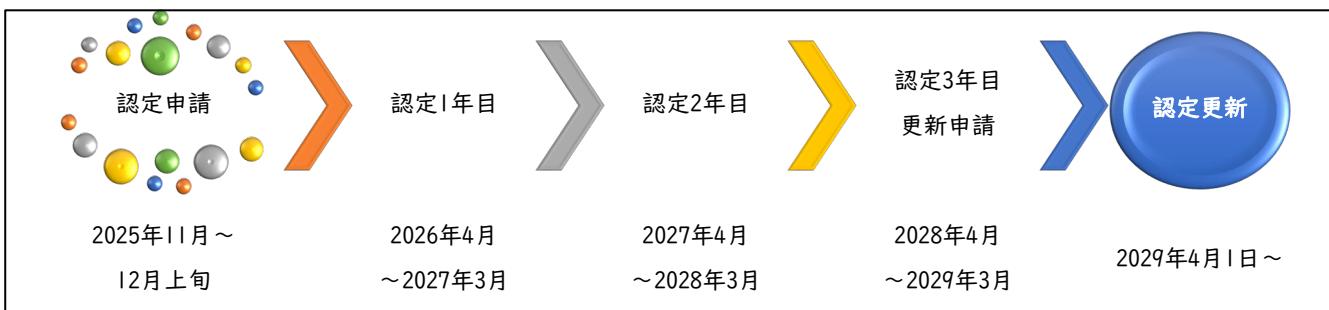
認定登録料：税込 16,500 円（15,000 円 + 税率 10%）

9-2. 払込手続きに関する注意事項

- 1) 「クレジットカード払い」と「銀行振込（バーチャル口座への振り込み）」いずれかの支払方法を選択可能。一度、支払方法を選択した後は変更ができないため、必要に応じて所属施設に確認をとり、支払方法を選択すること。
- 2) 「クレジットカード払い」の場合、請求書は発行されないため、請求書の発行を希望する場合は、「銀行振込（バーチャル口座）」を選択すること。領収書の発行はいずれの支払方法でも可能。
- 3) 「銀行振込（バーチャル口座）」を選択した場合、請求書が発行される。請求書に記載の振込先は各申請者のログイン ID と紐づいており、振込先は申請者ごとに異なる。施設ごとの振り込みには対応できず、振り込みをされても詳細の確認ができないため、必ず指定された方法で振り込みを行うこと。また、振り込み完了後は、請求書のダウンロードができなくなるため、必要な場合は事前に印刷・保存すること。
- 4) 請求書・領収書の宛名は申請者個人名で印字する。これ以外の施設名宛等には対応していないため、必要がある場合は各施設内にて事務処理対応を行うこと。
- 5) 認定申請料の入金が確認できた段階で認定審査の対象とする。指定の期日までに手続きが完了しない場合、申し込みをキャンセルしたものと見なす。また、認定審査にかかる事務局業務が発生して以降の認定申請料の返金はいかなる理由があっても行わない。
- 6) 認定審査の結果、「認定がん専門相談員」として認定された者には、認定審査結果通知と併せて認定登録料の請求について案内する。
認定登録料の入金が確認できた段階で、正式に「認定がん専門相談員」として認定されたものとみなす。指定の期日までに手続きが完了しない場合、認定を辞退したものとみなす。また、認定登録料の返金はいかなる理由があっても行わない。

10. 認定のスケジュールと更新の流れ

申請から認定期間（3年）、およびその後の更新に向けた流れを以下に示す。



■ 主なスケジュール

認定申請 2025年～2026年	認定1年目 2026年度	認定3年目 2028年度	認定更新 2029年4月1日
2025年11月～12月上旬 認定申請受付 認定申請料の払い込み	4月～10月 2026年度基礎研修(1)(2) 知識確認コース受講(推奨) ※対象の研修は1月開始	4月～10月 2028年度基礎研修(1)(2) 知識確認コース受講 (必須)	認定開始 (認定更新された場合)
2026年1月 書類不備のメール通知	認定2年目 2027年度	11月～12月上旬 認定更新申請受付	
2月中旬 認定委員会にて審査	4月～10月 2027年度基礎研修(1)(2) 知識確認コース受講(推奨)	2029年3月31日 認定終了	
2月下旬～3月上旬 認定審査結果通知 認定登録料支払いの案内			
3月末まで 認定登録料の払い込み 認定登録料入金確認 認定証送付			
2026年4月1日 認定開始			

上記に加えて、認定期間に内に、

- NCC主催情報支援研修2日間プログラムを修了すること
- 単位取得
研修・学会等への参加実績：4単位
相談対応モニタリング実績：2単位

 が必要です。以下↓必読ください。

認定の更新を希望する者は、認定の有効期限を迎える年度（2028年度）の認定申請受付期間中に、認定申請（申請区分：更新）を行うこと。また以下の申請資格および認定要件を参照し、必要な教育研修の受講・単位取得を行うこと。

継続的な学習にあたっては「[12. 認定期間に受けられるサポート](#)」を活用のこと。

2028年度更新申請する場合は、[2026年1月～2028年12月の間に以下の受講・単位取得が必要](#)。

■ 申請資格として

- **2028年度基礎研修(1)(2)知識確認コースの修了**
(2026年度と2027年度の「基礎研修(1)(2)知識確認コース」の受講は必須ではなくなるが、新規公開科目のみ確認する等、知識・情報の随時更新を推奨する) ※上図参照
- **NCC主催情報支援研修2日間プログラムの修了**
(過去受講済みの場合、既に申請資格を有しているため、本期間中の再受講は不要)
[※参照はこちら](#)

■ 認定要件として

- 研修・学会等への参加実績（旧III群+IV群）4単位 [※参照はこちら](#)
- 相談対応モニタリング実績（旧V群）2単位 [※参照はこちら](#)

11. 認定有効期限

認定の有効期限は、認定を受けてから3年間（2026年4月～2029年3月）とする。

12. 認定期間に受けられるサポート

- ・基礎研修(1)(2)知識確認コース3年間受講権利資格
- ・スキルアップ研修（NCC主催情報支援研修2日間プログラム）を優先的受講決定
- ・がん情報サービスサポートセンター研修
- ・新発売のガイドライン情報と更新ポイントの情報提供
- ・認定がん専門相談員LINEオープンチャットで相談員同士の交流、情報交換の場の提供
- ・希少がんMeet the Expertなど研修案内送付

13. 認定証及び認定バッジの交付

認定者には、認定証と認定バッジを交付する。

認定3年目に更新申請を行わず、認定有効期限を迎えた場合、その後は「認定がん専門相談員」の名称を用いないこと。

単位数不足等の理由により、認定3年目に更新申請を行うことができなかった場合も、同様の対応とする。（翌年度以降の募集要項で求められている更新申請に必要な教育研修を満たし、更新申請を行い認定された場合は、再度認定証を発行する）

なお、認定証・認定バッジの紛失、破損等に伴う再交付は有料（送料込み1,100円）とする。

14. 認定保有者の所属施設および氏名の公開

がん相談支援センターの利用者に資すること、並びに相談対応の質向上に向けて継続的な学習・自己研鑽に努めている相談員やそのための組織体制を整えている施設に対する認知・評価向上を図るため、認定保有者の所属施設および氏名を国立がん研究センター公式ウェブサイト上で公開する。

15. 認定の停止・取消

認定後、「認定がん専門相談員」の申請資格および認定要件を満たしていない等、「認定がん専門相談員」として質の保たれたサービスの提供が困難であると考えられる場合、また推薦者や指導責任者がその責務を果たしていないと考えられる場合には、認定委員会での協議の上、認定の停止または取消の措置をとる場合がある。

また、認定保有者の所属施設のホームページ等において、認定保有者個人の有する資格（相談員研修受講歴や認定がん専門相談員認定取得状況等）に関する情報を、がん対策基本法の理念に反する治療や活動を推進する目的で利用していると捉えられる記載が確認された場合には、当該施設に対し警告を行い、記載の削除を要請する。要請に応じない場合には、経緯と共に当該施設の施設名を公表する場合がある。

がん相談対応評価表

※こちらは見本です。

提出の際は、原本 [qa_hyouka_2024_a4.xlsx](#) をダウンロードしてご利用ください。

国立がん研究センターがん対策研究所「がん相談対応評価表」（2023年改訂）A4サイズ

相談員名						相談日		年		月		日
評価者名						評価日		年		月		日
相談時間		分		秒	逐語録	相談の形態						
相談の概要												
事例提供者が検討したいこと												
評価者が感じた相談的印象：												

I. 相談員の対応		点数	評価と根拠を明記 * 逐語録の番号とともに良かった対応や代替案、改善案を具体的に挙げる
1)がん相談支援センター（以下、センター）の方針を遵守しているか			
方針を守っている=1、方針を守っていない=0、非該当の場合には/（スラッシュ）			
1. センター内で承認された情報を正確に提供している	科学的根拠のある情報（診療ガイドライン、がん情報サービス、PDQなど）や、センター内で保有している情報（患者会、地域の社会資源など）		
2.（ある程度まとめた）情報を伝えるときに、免責事項および出典を伝えている			
3. 医師が行うような診断や、特定の治療を勧めるようなことをしていない			
4. 治医と患者・家族、医療機関との関係を妨げるような発言や行動をしていない			
5. 相談員の個人的な立場、好み、信条、意見を伝えていない			
6. 相談者の個人情報を不適切に扱ったり、不必要に聞いたりしていない			
7. 相談員の個人情報を伝えていない			
8. 回の電話を促すような言葉かけをおこなっている			
【特記事項】相談環境（例：周囲の雑音、ネット環境、ガイドライン整備状況）の改善点など。相談者の環境で気になることもあれば			

2) 相談者の発言をアセスメントし、ニーズを捉え、ニーズに沿った適切な情報支援を行っているか		
*複数のトピックがあり評価がわからるときには平均をとる できている=3（改善する箇所がない）、概ねできているが改善できる箇所がある=2、あまりできていない=1、できていない=0、非該当の場合には/		
相談者の体験や感情の表現を促進しているか　コミュニケーションが成り立っているかを評価する		
9.相談者が話しやすいと思えるような話し方をしているか。		
声のトーン、高さ、速さ、適切な相槌、適切な語尾、適切な言葉遣い、など		
10.相談者の訴えを十分に聴き入っているか		
相談者が十分に話し終わっていない段階で相談員が話し始めていないか、相談者の発言に相談員の声がかぶっていないか、相談者の発言内容に構わず相談員が話し続けていないか、など		
11.相談者の体験やそれからくる感情を受けとめながら聴いているか		
「…と思われたのですね」など体験や感情に焦点を当て相談者が表現したそのままの言葉で返したり、別の言葉で言い換えたりして理解していることを伝えているか、相談者の体験や感情の表出に対し「でも」、「けれども」などの否定的な言葉を使って返していないか		
相談者の状況を的確に把握し確認しているか　ニーズにつながる広がりを聞き取ることができているかを評価する		
12.相談者を適確に把握するための知識を十分に活用し対応ができているか		
がんに関する医学的知識、がん患者・家族の心理・社会的状況、医療者や家族等との関係で生じやすい現象等の知識を備え、それらを意識して活用し相談者を把握しようとしているか。また、相談員の役割や限界、自身の力量を自覚しつつ最善の対応をしているか		
13.相談者の状況を、直接相談者に確認しながら把握しているか（例：治療内容、療養環境、患者自身の意見、医療者との関係、家族関係など）		
5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）を用いたオープントクエスチョンを使い、相談者が自ら語るように促して支援に必要な情報収集ができているか		
14.相談員が把握した相談者の状況や、感情を要約し、相談者に直接確認しているか		
例えば、今までのお話から、「〇〇〇ということなんですね」などポイントを整理し、相談の背景や質問の内容などを要約して確認する		

アセスメントを行い、相談者のニーズを的確に捉えているか		
15.相談者の主訴（表面的な質問、単発的な質問など）とニーズ（相談者がこの相談の中で本当に聞きたいこと、相談者が困っている真の原因など）を右記に挙げてください	主訴 1	
	主訴 2	
	主訴 3	
	主訴 4	
	ニーズ 1	
	ニーズ 2	
16.相談員が把握した相談者の主訴とニーズを、相談者に直接確認しているか ※No.15で列挙した主訴とニーズの数だけ評価（16. 評価基準）	主訴 1	
	主訴 2	
	主訴 3	
相談者が使った言葉や言い換えを用いて確認している = 3 同じ言葉では確認していないが、 話題はお互いで共有され話はかみ合っている = 2 同じ言葉で確認しているが、話題がお互いで共有されていない = 1 相談者が主訴やニーズを訴えているのにスルーしてしまっている = 0	主訴 4	
	ニーズ 1	
	ニーズ 2	
適切な情報支援を行っているか		
17.主訴とニーズに対し適切に対応しているか ※No.15で列挙した主訴とニーズの数だけ評価する	主訴 1	
	主訴 2	
	主訴 3	
	主訴 4	
	ニーズ 1	
	ニーズ 2	
18.相談者が理解できる言葉で情報提供を行っているか 相談者のヘルスリテラシーに合わせたわかりやすい言葉で情報提供している、反応を確認しながら情報の量を調整している、など		
19.主治医と患者・家族との関係を把握し、主治医との関係が良好になるような支援をしているか 医師の言動や考え方の客観的な解釈、多忙な医師とのより良いつきあい方、他の家族と医師とのより良いつきあい方などの提案、など（19. 評価基準） 主治医との関係を確認して、関係を良好にするよう働きかけている = 3 主治医との関係を確認しているが、 関係を良好にするための働きかけが不十分 = 2 主治医との関係を確認していない = 1 明らかに主治医との関係に問題があるにも関わらず、 改善オーストラン働きかけていない = 0		
20.相談者自身が自力で行動したり判断したりするための情報支援を行っているか 相談者が電話を切った後に何か行動できるような情報を伝える。例えば、医師に質問したほうが良い場合には、具体的に（いつ、どこで、誰と、何を、どのように）質問するかを伝える、など		

II. 相談者の反応	点数	評価と根拠を明記
「1」以上なら相談場所としての存在意義があったという基準。著しい問題があれば「0」		
1) 相談員に電話をかけた意図が十分に伝わり、満足がいく支援を受けたという反応があったか	よい反応があった=2、特に反応はなかった=1、悪い反応があった=0	
相談員に受け入れられ、理解されたと感じたか		
1.相談者の体験や感情、相談したい内容が相談員に十分に伝わったという 反応があったか。 警戒心がなくなった、話がどんどん沸き出てきた、話が尽きた、感情表現が多数みられたなど。十分に伝わっていない例として、同じ質問を繰り返している、相談者と相談員との会話がかみ合っていない、相談員の発言の途中で話し始めている、などがある		
2.相談者が今おかれている状況を理解したという反応があったか。 「今の私は○○という状況なんですね、だから○○という治療を受けているんですね」など		
3.提供された情報に納得したという反応があったか。 メモを取る、何度も聞き返す、確認する、など		
4.今後行うべき具体的な行動が述べられたか。 「主治医にこう聞くんですね、患者さんにこんなことをしてあげることが出来るんですね」など		
2) 相談者は相談全体に満足できたか	よい反応があった=2、特に反応はなかった=1、悪い反応があった=0	
5.声のトーンに変化があったか。 明るくなった、張りが出てきた、など		
6.この電話相談を利用してよかったですという反応があったか。 表面的な感謝の言葉や、相談を早く終わらせようとするときのお礼の言葉などは除く		
7.今後も相談しようという反応があったか。 再度電話するときの方法を尋ねる、次回の相談時に指名するために相談員の名前を尋ねる、など		

III. 相談の総合評価
●本事例から得られた学び
●本相談事例から見出された組織として取り組むべき課題、課題解決に向けた計画を記載